LeeZhao www.leezhao.com

里兆法律资讯

Leezhao Newsletters

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 11 楼 B 座 11B,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未
 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的"里兆法律资 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

का उद तर हैं। के उद तर हैं। के

Issue 127-2008/10/25~2008/10/31

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

•	关于境内区外货物进入海关特殊监管区域 有关问题的通知 关于企业处置资产所得税处理问题的通知	2
•	关于外商投资企业解散注销登记管理有关问题的通知	3
	中华人民共和国企业国有资产法	4
	中华人民共和国消防法	4
	关于调整金融机构人民币存贷款基准利率	ľ
	的通知	4
	关于调整个人住房公积金存贷款利率等有	
	关问题的通知	4

二、相关新信息

•	中国考虑放宽服务贸易重点领域市场准入	5
•	《邮政法(修订草案)》等三部法律草案征求意见	5
		•
•	输美、欧纺织品出口特别限制将取消	6
•	《劳动合同法》、《劳动争议调解仲裁法》	
	配套规章将制定	6
•	《十一届全国人大常委会立法规划》出台	6
•	简析上海市对劳动争议仲裁管辖标准的调	

整...... 7

日次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

•	国内区外貨物の税関特殊監督管理区域へ	
	の進入についての通知	2
•	企業が資産処理した場合の所得税処理につ	
	いての通知	2
•	外商投資企業解散登記抹消管理事項につい	
	ての通知	3
•	中華人民共和国企業国有資産法	4
•	中華人民共和国消防法	4
•	金融機関の人民元預金・貸付金基準金利を	
	調整することについての通知	4
•	個人住宅積立金の預金・貸付金利を調整す	
	ることについての通知	4

二、関連する新情報

•	中国はサービス貿易重点分野への市場参入	
	緩和を検討	5
•	「郵政法(改正草案)」等の3つの法律草案が	
	意見を募集する	5
•	対欧米紡績品輸出特別制限が撤廃される	6
•	「労働契約法」、「労働争議調停仲裁法」関	
	連規則が制定される	6
•	「十一期全国人民代表大会常務委員会立	
	法計画」の公布	6
•	上海市による労働争議仲裁管轄基準につい	
	ての調整を簡潔分析する	7

一、相关新法令、新政策

• <u>关于境内区外货物进入海关特殊监管区域有</u> 关问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕91号

【发布日期】2008-09-24

【实施日期】2008-02-15

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于境内区外货物进入海关特殊监管区域有关问 题的通知

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191205.html

财政部 海关总署 国家税务总局关于国内采购材料进入出口加工区等海关特殊监管区域适用退税政策的通知(财税(2008)10号)

http://202.108.90.130/n480462/n480513/n48090 2/7644156.html

● <u>关于企业处置资产所得税处理问题的通知</u>

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2008〕828号

【发布日期】2008-10-09

【实施日期】2008-01-01

【提 示】该通知对企业处置资产的所得税处 理问题进行了如下规定:

将资产用于生产、制造、加工另 一产品; 2. 改变资产形状、结构或性能; 3. 改变资产用途(例如,自建商品 房转为自用或经营); 4. 将资产在总机构及其分支机构之 作为内部 间转移: 处置资产, 5. 上述两种或两种以上情形的混 不视同销 合: 售确认收 其他不改变资产所有权属的用 入的情形 ※备注:将资产转移至境外的情形除 外。 用于市场推广或销售、交际应酬、职 视同销售 工奖励或福利、股息分配、对外捐赠, 确定收入 以及其他改变资产所有权属的用途。 的情形

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191154.html

一、関連する新法令、新政策

● <u>国内区外貨物の税関特殊監督管理区域への</u> 進入についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発[2008]91号

【発布日】2008-09-24

【施行日】2008-02-15

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。 国内区外貨物の税関特殊監督管理区域への進入についての通知

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n4 80902/8191205.html

国内調達材料が輸出加工区等の税関特殊監督管理 区域に進入する際に適用される税還付政策に関する 財務部、税関総署、国家税務総局による通知(財税 [2008]10号)

http://202.108.90.130/n480462/n480513/n48090 2/7644156.html

● <u>企業が資産処理した場合の所得税処理について</u> の通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函[2008]828号

【発布日】2008-10-09

【施行日】2008-01-01

【コメント】本通知は、企業が資産処理した場合の所 得税処理について以下の通り規定を行って いる。

資産を別の製品の生産、製造、加 工に使用する場合。 2. 資産の形状、構造又は性能を変更 する場合。 資産の 3. 資産用途を変更する場合。(たとえ 内部処 ば、独自で建設した分譲住宅を自 理とし 己使用又は経営に使用する場 て、販売 合。) で確定す 4. 資産を本部及びその分支機構の間 る売上と で移転する場合。 は見なさ 上述の 2 通り又は 2 通り以上の状 ない状況 況の合わさったもの。 6. その他資産の所有権の帰属を変更 しない用途。 ※備考:資産を国外に移転させる状況 市場の拡大又は販売、接待、従業員 販売で 確定する 奨励又は福利、配当金分配、対外贈 売上と見 与、及びその他資産の所有権帰属を変

なす状況 更する用途に使用する場合。 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n4 80902/8191154.html

● <u>关于外商投资企业解散注销登记管理有关问</u> 题的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局、商务部 【发布文号】工商外企字〔2008〕226 号

【发布日期】2008-10-20

【提示】该通知对外商投资企业解散、清算、 注销的法律适用,以及解散的情形及 审批依据、清算程序、注销程序、办 理注销登记应提交材料等进行了规 定。主要内容如下:

《公司法》、《公司登记管理条例》: 法律 《中外合资经营企业法实施条 例》、《中外合作经营企业法实施细 适用 则》、《外资企业法实施细则》等。 因以下情形而解散的,直接进入清 算程序,无需经过审批机关批准: 章程规定的经营期限届满; 被司法裁定解散; 被吊销营业执照、责令关闭或 者被撤销。 中外合资/中外合作企业的一方或 者数方不履行合资/合作企业合 同、章程规定的义务,致使合资/ 公 解散 合作企业无法继续经营, 履约方在 司 的情 经营期限届满前单方提出解散的, 制 形及 应当经审批机关批准解散或经人 外 审批 民法院裁定解散。 商 依据 因法律规定的其他情形而解散的, 投 应当经审批机关批准。 资 企 业 外商投资的公司解散,应当依法成立清 算组,清算组应当自成立之日起 10 日 清算 内将清算组成员、清算组负责人名单向 程序 公司登记机关备案。 清算报告经公司权力机构或者人民法 注销 院确认后,向公司登记机关申请注销登 程序 非公司制外商投资企业办理解散、清算 和注销,适用以下规定: 非公 《企业法人登记管理条例》、《企业 司制 法人登记管理条例实施细则》; 外商 《中外合作经营企业法实施细 投资 则》、《外资企业法实施细则》及其 企业 他有关规定。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH =ZCFG&ID=308&myRandom=.37173611373595 3

外商投資企業解散登記抹消管理事項について の通知

【発布機関】国家工商行政管理総局、商務部 【発布番号】工商外企字[2008]226号 【発布日】2008-10-20

【コメント】本通知は、外商投資企業の解散、清算、 抹消にあたっての法律の適用、及び解散 状況及び審査許可を行う依拠、清算手 順、抹消手順、登記抹消手続に提出す べき資料等について規定を行っている。主 な内容は次の通りである。

		な内谷は火の通りである。
	法律の 適用	〇 「会社法」、「会社登記管理条例」
		〇 「中外合弁経営企業法実施条例」、
		「中外合作経営企業法実施細則」、
		「外資企業法実施細則」等。
		○ 以下の状況により解散する場合、直
		接に清算手続きを開始し、審査許可
		機関の許可を受ける必要はない。
		- 定款に定める経営期間が満了し
		たとき。
		– 司法により解散の裁定が下され
		たとき。
		– 営業許可証が取上げられ、閉鎖
会	解散の	を命じられ、又は抹消されたとき。
云社	状況	〇 中外合弁/中外合作企業の当事者一
和制	及び審	方又は複数当事者が合弁/合作企業
外外	查許	の契約、定款に定める義務を履行しな
商	可を行	かったことにより、合弁/合作企業が経
的投	う依拠	営を継続できなくなった場合、約束遵
資		守当事者が経営期間満了前に一方
企		的に解散を申立てるときは、審査許可
上 業		機関の許可を受け又は人民法院によ
*		る解散の裁定を取得しなければならな
		ر۱ _°
		〇 法律に定めるその他の状況により解散
		する場合は、審査許可機関の許可を
		受けなければならない。
	清算	外商が投資した会社が解散する場合は、
		法に照らして清算組を成立し、清算組が
	手順	成立した日から 10 日以内に清算組の構
		成員、清算組の責任者名簿を会社の登
		記機関に届出なければならない。
	抹消	清算報告が会社の意思決定機関又は人
	手順	民法院の確認を受けた後、会社の登記
		機関に登記抹消を申請する。
		非会社制外商投資企業が解散、清算、
ā	非会	抹消の手続を行う場合、以下の規定を適
1	社制	用する。
1	外商	〇 「企業法人登記管理条例」、「企業法
4	投資	│ 人登記管理条例実施細則」 │○ 「中外合作経営企業法実施細則」、
1	企業	〇 「中外合作経営企業法実施細則」、 「外資企業法実施細則」及びその他
		関係規定

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH =ZCFG&ID=308&myRandom=.37173611373595 3

● 中华人民共和国企业国有资产法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第五号

【发布日期】2008-10-28

【实施日期】2009-05-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content 11342 07.htm

● 中华人民共和国消防法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第六号

【发布日期】2008-10-28

【实施日期】2009-05-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_11342 08.htm

● <u>关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的</u> 通知

【发布单位】中国人民银行

【发布文号】银发(2008)309号

【发布日期】2008-10-29

【实施日期】2008-10-30

【提 示】根据该通知:

- 从 2008 年 10 月 30 日起,下调金融机构人民币一年期存、贷款基准利率 0.27 个百分点。其他各档次存、贷款基准利率相应调整。
- 个人住房公积金贷款利率保持 不变。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=29 08

● <u>关于调整个人住房公积金存贷款利率等有关</u> 问题的通知

【发布单位】住房和城乡建设部

【发布文号】建金(2008) 207号

【发布日期】2008-10-30

【提 示】根据该通知,个人住房公积金存、贷款利率调整如下:

贷款 从 2008 年 10 月 27 日起, 下调各档次利 利率 率 0.27 个百分点。

存款 从 2008 年 10 月 30 日起,上年结转的下利率 调 0.27 个百分点。当年归集的不变。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于调整个人住房公积金存贷款利率等有关问题 的通知

http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jswj/zfbz/200810/ t20081031 178873.htm

● 中華人民共和国企業国有資産法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第五号

【発布日】2008-10-28

【施行日】2009-05-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content 11342 07.htm

● 中華人民共和国消防法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第六号

【発布日】2008-10-28

【施行日】2009-05-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_11342 08.htm

金融機関の人民元預金・貸付金基準金利を調整することについての通知

【発布機関】中国人民銀行

【発布番号】銀発[2008]309号

【発布日】2008-10-29

【施行日】2008-10-30

【コメント】本通知によると次の通りである。

- 2008 年 10 月 30 日から、金融機関 の人民元の 1 年ものの預金・貸付金 の基準金利を 0.27 ポイント引下げ る。その他の預金・貸付金基準金利 については相応に調整する。
- 個人の住宅積立金の貸付金利は据 え置く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2908

● <u>個人住宅積立金の預金・貸付金利を調整する</u> ことについての通知

【発布機関】住房城郷建设部

【発布番号】建金[2008]207号

【発布日】2008-10-30

【コメント】本通知によると、個人住宅積立金の預金・ 貸付金の金利が以下のように調整される。

貸付 2008 年 10 月 27 日から、各金利を 0.27 ポイント 金利 引き下げる。

預金 2008 年 10 月 30 日から、前年度からの繰越分は **金利** 0.27 ポイント引下げ、当年に回収分は据え置く。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。 個人住宅積立金の貸付金利を調整することについての 通知

http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jswj/zfbz/200810/t20081031 178873.htm

关于扩大商业性个人住房贷款利率下浮幅度有关 问题的通知

http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=28 98

商業性個人住宅貸付金下方調整幅を拡大することに ついての通知

http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=28

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。

二、相关新信息

● 中国考虑放宽服务贸易重点领域市场准入

在日前召开的第三届服务贸易国际研讨会上, 商务部有关官员表示考虑逐步放宽金融、保险、电 信等服务贸易重点领域的市场准入限制,在软件开 发、离岸外包、物流服务等发展潜力较大的领域让 外资充分参与,以加快国内服务业的发展。

(摘自 2008 年 10 月 17 日锦程物流网)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 中国はサービス貿易重点分野への市場参入緩 和を検討

先頃開催された第三回サービス貿易国際シンポジウムの席で、商務部の関係担当官は、金融、保険、電信等のサービス貿易重点分野の市場参入制限を徐々に緩和し、ソフトウエアの開発、オフショアアウトソーシング、物流サービス等の発展の見通しが大きい分野において外資に充分に参与させることによって、国内サービス業の発展を加速させていくことを検討すると述べた。

(2008 年 10 月 17 日付の錦程物流ウェブサイト より抜粋)

• <u>《邮政法(修订草案)》等三部法律草案征求</u> 意见

日前,全国人民代表大会公布《邮政法(修订草案)》、《国家赔偿法修正案(草案)》、《防震减灾法(修订草案)》,并向社会公开征求意见(截止日期为 2008 年 11 月 30 日)。《邮政法(修订草案)》规定:经营快递业务,应当取得快递业务经营许可证。外商不得投资经营信件的国内快递业务。另外,还对国际货物运输代理企业从事国际快递业务进行了规定。

备注: 查阅三部法律草案全文及说明,请点击以下 网址:

《邮政法(修订草案)》全文及说明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/28/content_1455747.htm

《国家赔偿法修正案(草案)》全文及说明 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/ 28/content 1455754.htm

《防震减灾法(修订草案)》全文及说明 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/ 28/content_1455748.htm

(摘自 2008 年 10 月 28 日中国人大网)

● 「<u>郵政法(改正草案)」等の3つの法律草案が意</u> 見を募集する

先頃、全国人民代表大会が「郵政法(改正草案)」、「国家賠償法修正案(草案)」、「耐震災害損失減少法(改正草案)」を公布し、パブリックコメントを募集している。(募集締切日は 2008 年 11 月 30 日。)「郵政法(改正草案)」では、宅配業務を取扱う場合は、宅配業経営許可証を取得しなければならないと定めている。外商は郵便物を取扱う国内宅配業務に投資してはならない。また、国際貨運代理企業が国際宅配業務を取り扱うことについても規定を行っている。

備考:3 つの法律草案全文及び説明をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「郵政法(改正草案)」の全文及び説明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/28/content 1455747.htm

-「国家賠償法修正案(草案)」の全文及び説明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/28/content 1455754.htm

「耐震災害損失減少法(改正草案)」の全文及び説明 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/ 28/content_1455748.htm

(2008年10月28日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

輸美、欧纺织品出口特别限制将取消

2008 年 12 月 31 日,中国入世报告书中有关"纺织品出口特限措施"以及中美、中欧纺织品备忘录到期。自 2009 年 01 月 01 日起,商务部将不再实行输美纺织品出口数量及许可证管理和输欧纺织品出口许可证管理。

(摘自 2008 年 10 月 28 日商务部网站)

• <u>《劳动合同法》、《劳动争议调解仲裁法》配</u> 套规章将制定

人力资源和社会保障部新闻发言人透露,为推进《劳动合同法》及其实施条例的实施,人力资源和社会保障部将制定配套规章以及规范劳务派遣的专门规定,并指导各地制定地方实施办法和配套法规、规范性文件。另外,为推进《劳动争议调解仲裁法》的实施,还将制定劳动争议仲裁委员会办案规则和组织规则等配套规章。

(摘自 2008 年 10 月 28 日中国人大网)

● 《十一届全国人大常委会立法规划》出台

日前,全国人民代表大会常务委员会公布了《十一届全国人大常委会立法规划》(2008 年-2013 年)。该规范包括 64 件法律,其中一类项目(任期内提请审议的法律草案)49 件;二类项目(研究起草、条件成熟时安排审议的法律草案)15件。其中一类项目包括:

- 民商法类: 专利法(修改)、商标法(修改)、侵权责任法、涉外民事关系法律适用法:
- <u>行政法类</u>: 食品安全法、城市房地产管理 法(修改)、行政强制法;
- 经济法类:增值税等若干单行税法、税收 征收管理法(修改)、邮政法(修改)、广 告法(修改)、土地管理法(修改);
- 〇 <u>刑法类</u>: 刑法修正案(根据情况需要,适时审议);
- 诉讼与非诉讼程序法:刑事诉讼法(修 改)、民事诉讼法(修改)、行政诉讼法(修 改)。

(摘自 2008 年 10 月 29 日中国人大网)

● 対欧米紡績品輸出特別制限が撤廃される

2008年12月31日、中国WTO加盟時の報告書における「紡績品輸出特別制限措置」及び中米間、中欧間の紡績品覚書が期限到来する。2009年1月1日から、商務部は対米紡績品の輸出量及び許可証管理と対欧紡績品の輸出許可証管理の実施を取止める。

(2008年10月28日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

● 「労働契約法」、「労働争議調停仲裁法」関連 規則が制定される

人的資源社会保障部のスポークスマンが明かしたところによれば、「労働契約法」及びその実施条例の施行を推進するために、人的資源社会保障部は関連規則及び労務派遣を規範化する個別規定を制定し、各地が地方実施弁法、関連法規及び規範性文書を制定することを指導するとのことである。また、「労働争議調停仲裁法」の施行を推進するために、労働争議仲裁委員会の案件処理規則及び組織規則等の関連規則も制定する。

(2008年10月28日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 「十一期全国人民代表大会常務委員会立法 計画」の公布

先頃、全国人民代表大会常務委員会は「十一期 全国人民代表大会常務委員会立法計画」(2008 年-2013 年)を公布した。本規範には 64 の法律が含まれ、そのうち、一類項目(任期内に審議を具申する法律草案)は 49 件、二類項目(起草が研究され、条件が成熟したときに審議を手配する法律草案)は 15 件である。その一類項目には次のものが含まれる。

- 民商法類:特許法(改正)、商標法(改正)、 権利侵害責任法、涉外民事関係法律適用法
- 〇 <u>行政法類</u>:食品安全法、都市不動産管理法 (改正)、行政強制法
- <u>経済法類</u>: 増値税等若干の単一項目実施税 法、租税徴収管理法(改正)、郵政法(改 正)、広告法(改正)、土地管理法(改正)
- O <u>刑法類</u>: 刑法改正案(状況に応じて、適時審 議する)
- <u>訴訟と非訴訟手順法</u>: 刑事訴訟法(改正)、 民事訴訟法(改正)、行政訴訟法(改正)

(2008年10月29日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 简析上海市对劳动争议仲裁管辖标准的调整

上海市劳动和社会保障局于 2008 年 08 月 21 日颁布《关于调整本市劳动争议仲裁管辖的通知》(沪劳保仲发(2008)44 号)(以下简称"该通知"),对上海市各级劳动争议仲裁委员会劳动争议案件的级别管辖和地域管辖做出了调整。

根据该通知规定,上海市劳动争议仲裁案件新的级别管辖和地域管辖标准如下:

级别领	上海市劳动争议仲裁委员会		注册资金壹仟万美元以上(或者相当于壹仟万美元以上)的上海市外商独资企业与其员工发生的劳动争议案件; 上海市企业与其取得合法就业资格的外籍人员、台港澳人员和定居国外人员发生的劳动争议案件; 有重大影响的劳动争议案件。
管辖	区(县) 劳动争 议仲裁 委员会	•	争议仲裁委员会管辖以外的其他 劳动争议案件。 特例:上海市浦东新区劳动争议 仲裁委员会同时负责管辖浦东新 区内注册资金壹仟万美元以上 (或者相当于壹仟万美元以上) 的上海市外商独资企业与其员工 发生的劳动争议案件。
地域管辖	· 双 · 入 请	。 动方单仲 人物	同履行地或者用人单位所在地的 议仲裁委员会。 事人分别向劳动合同履行地和用 所在地的劳动争议仲裁委员会申 的,由劳动合同履行地的劳动争议 员会管辖。

律师注意到,在该通知出台之前,上海市劳动和社会保障局曾于 2007 年 03 月 23 日颁布《上海市劳动争议仲裁管辖暂行规定》(沪劳保仲发(2007) 15 号)(以下简称"暂行规定")。与暂行规定相比,该通知对劳动争议仲裁管辖标准做出了如下调整:

调整内容				调整原因 (律师分析意见)
		将"劳动者	•	中国社会保险相关法律不
		与用人单		断完善,劳动者法律意识增
		位因缴纳		强,上海市因社会保险费发
	级	上海市城		生的劳动争议案件数量不
	别	镇或小城		断增加,上海市劳动争议仲
	管	镇社会保		裁委员会没有精力全部处
	辖	险费发生		理此类案件;
	方	的劳动争	•	劳动争议案件中,社会保险
	面	议案件"剔		费争议往往与其他劳动争
		除出由上		议结合在一起,难以分开处
		海市劳动		理;
		争议仲裁		有关社会保险争议的相关

● 上海市による労働争議仲裁管轄基準についての 調整を簡潔分析する

上海市労働社会保障局は、2008年8月21日に「上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての通知」【滬労保仲発(2008)44号】(以下「本通知」という)を公布し、上海市の各レベルでの労働争議仲裁委員会での労働争議案件の等級別管轄と地域別管轄について調整を行った。

本通知の規定によると、上海市労働争議仲裁案件の新たな等級別管轄と地域別管轄基準は次の通りである。

める	0		
等級別管轄	上労議委区労議委市争裁会(県争裁会)	•	登録資本金が1千万米ドル以上(又は1千万米ドル相当以上)の上海市外商独資企業とその従業員の間で発生した労働争議案件。 上海市企業と適法な就業資格を取得した同企業の外国籍人員、台住者をできる。 長海市企業を適法な就業資格を変わる。 をできる。 「大な影響力のある労働争議案件。」 上海市範囲内での、上海等ののその他の労働争議案件。 例外:上海市浦東新区の労働争議をの労働争議案件。例外:上海市浦東新区の労働争議をの労働争議をの労働争議をの労働争議をの労働争議をの労働争議をの労働争議との労働争議とのの登録資本金1千万米ドル相当以上)の上海市外商独資企業とその従業員との間で発生した労働争議案件も取扱う。
地域別管轄	データー ・ 当 ・ 地と 会(動争事を これ	76 契約の履行地又は雇用主の所在地の 議仲裁委員会。 皆双方が、それぞれ労働契約の履行 用主の所在地の労働争議仲裁委員 財表を申立てた場合、労働契約の履行 動争議仲裁委員会が管轄する。

本通知が公布されるまでは、上海市労働社会保障局は2007年3月23日に「上海市労働争議仲裁管轄暫定規定」【滬労保仲発(2007)15号】(以下「暫定規定」という)を公布していたことがわかる。暫定規定と比較し、本通知は労働争議仲裁管轄基準について以下の調整を行っている。

	調整内容	調整理由(弁護士による分析意見)		
	「労働者と	・ 中国の社会保険に関連する法		
	雇用主との	律が絶えず整備され、労働者の		
等	上海市都	法的意識も高まり、上海市で社		
級	市又は小都	会保険料に起因して発生する労		
別	市社会保	働争議案件数は絶えず増加し		
一管	険料に起因	ており、上海市労働争議仲裁委		
轄	して発生し	員会はこの種の案件の全てを捌		
點 関	た労働争議	ききることはできない。		
連	案件」は上	・ 労働争議案件の中でも、社会		
進	海市労働	保険料に関する争議は、その他		
	争議仲裁	の労働争議とも関連性があり、		
	委員会管	個別に処理することは難しい。		

委员会管 证据材料通常都存放在区 辖的范畴。 (县)一级的社保中心,区 (县)劳动争议仲裁委员会 受理更有利于证据采集:等 等。 将单纯"以 根据中国《劳动争议调解仲 用人单位 裁法》第 21 条: "......劳动 所在地确 争议由劳动合同履行地或 定管辖权" 者用人单位所在地的劳动 调整为"以 争议仲裁委员会管辖。双方 劳动合同 当事人分别向劳动合同履 履行地为 域 行地和用人单位所在地的 管 主,劳动合 劳动争议仲裁委员会申请 辖 同履行地 仲裁的,由劳动合同履行地 方 和用人单 的劳动争议仲裁委员会管 面 位所在地 辖。"在全国性法律就此做 都可以行 出明确规定的前提下,上海 使 管 辖 市的地域管辖标准需要与 权"。 全国性法律保持一致。

律师认为,新的级别管辖和地域管辖标准的颁布,更加方便了劳动者申请劳动仲裁,有利于劳动仲裁机构采集证据,有利于加快劳动争议案件审理的速度。作为用人单位的企业而言,在执行新的级别管辖和地域管辖标准时,应注意把握如下问题:

"外商独资企业"的理解。中国自 2006 年 修订《公司法》和《公司登记管理条例》 后,对外商投资企业的分类相应发生了变 化。其中,将原"三资企业"中的"外商独 资企业"进一步划分为"外商合资企业"和 "外商独资企业"两种。该通知中所称的 "外商独资企业"是否包含"外商合资企 业",目前说法不一。律师理解,此处的"外 商独资企业",应当包括"外商合资企业"。 主要理由如下: (1) 外商合资企业本质上 与外商独资企业相同,资金全部来自中国 境外,都没有中国境内企业参与;(2)外 商合资企业对于中国劳动法律的理解能 力,以及外商合资企业发生劳动争议所产 生的社会影响,与外商独资企业处于同等 位置。为此, 律师也与上海市劳动争议仲 裁委员会进行了沟通,他们目前倾向于认 同律师的上述理解。需要注意的是,由于 该倾向性意见目前没有形成普遍共识、且 没有明确的法律依据,实践中不排除各级 劳动争议仲裁机构之间争抢或者推卸此 类案件管辖权的可能。

此外,需要指出的是,根据该通知规定,注册在上海的注册资金壹仟万美元以下的外商独资企业,以及不论注册资本具体金额的中外合资企业、中外合作企业等,这部分企业的劳动争议案件原则上将由各区(县)劳动争议仲裁委员会管辖(除非属于该通知规定的"上海市企业与其取得合法就业资格的外籍人员、台港澳人员

轄の範疇か・ 社会保険に関する争議の関連 ら外す。 証拠資料はいずれも区(県)の 社会保険センターに保管されて おり、区(県)労働争議仲裁委 員会が受理した方が証拠採集 に一層有利である。 単純な「雇 中国の「労働争議調停仲裁法」 用主の所在 第 21 条によると......労働争議 地が管轄権 は労働契約の履行地又は雇用 を確定する」 主の所在地の労働争議仲裁委 という内容か 員会が管轄する。当事者双方 地 ら「労働契 が、それぞれ労働契約の履行地 域 約の履行地 と雇用主の所在地の労働争議 別 を主として、 仲裁委員会に仲裁を申立てた 管 労働契約 場合、労働契約の履行地の労 轄 履行地と雇 働争議仲裁委員会が管轄す 関 用主の所在 る。」とされている。全国レベルで 連 地のどちらも の法律がこの点について明確な 管轄権を行 規定を行っている以上、上海市 使できる」へ の地域別管轄基準は全国レベ と調整され ルでの法律と一致していなければ ならない。

新しい等級別管轄と地域別管轄の基準が公布されたことで、労働者が労働仲裁を申立てる上で一層の利便が図られ、労働仲裁機関での証拠収集に有利であり、労働争議案件審理のスピードアップに繋がると筆者は考える。雇用主としての企業は、新しい等級別管轄と地域別管轄基準を執行するにあたり、次の事項を把握するよう注意しなければならない。

1. 「外商独資企業」についての認識。中国は2006 年に「会社法」と「会社登記管理条例」を改正し た後、外商投資企業の分類について相応の調 整が行われた。そのうち、もとの「三資企業」(中 外合弁、中外合作、外商独資)の中の「外商 独資企業」がさらに「外商合弁企業」と「外商独 資企業」という2つに分けられることになった。本 通知にいう「外商独資企業」に「外商合弁企 業」が含まれるのかどうかについては、現在、異な った意見が存在する。筆者の理解では、ここでの 「外商独資企業」には「外商合弁企業」が含ま れるものと考えるが、その理由は主に次の通りで ある。(1)外商合弁企業は本質上は外商独資 企業と同じであり、資金は全部中国国外を源泉 としており、中国国内の企業は参与していない。 (2)外商合弁企業は中国労働法律についての 理解力、及び外商合弁企業で発生した労働争 議による社会的影響力は、外商独資企業と同 じレベルにある。本件について、筆者は上海市労 働争議仲裁委員会に確認のための問合せを行 ったところ、同委員会も現時点においてはどちら かと言えば筆者の上述した認識に賛同するとの ことであった。注意すべき点としては、この同委員 会の見解も現時点では普遍的な共同の認識を 構成してはおらず、明確な法的根拠もないため、 実践においては、各レベルの労働争議仲裁機関 の間でこの種の案件管轄権を奪い合い又は擦り 付けあう可能性があることも否定できない。

和定居国外人员发生的劳动争议案件"或者"有重大影响的劳动争议案件"的情形)。

- 2. <u>"注册资本壹仟万美元以上"的理解</u>。实践中,外商独资企业以美元投资的居多,但也有外商独资企业以其他货币投资的情形。此时,该注册货币与美元之间如何换算?律师理解,根据目前中国通行的做法,应以申请仲裁当日中国外汇主管部门发布的该注册货币与美元之间的汇率中间价作为换算依据,折算出其注册资本是否达到该通知规定的"壹仟万美元"的临界点。对此,上海市劳动争议仲裁委员会也认同律师的上述理解。
- "有重大影响的劳动争议案件"的理解。何 谓"有重大影响",该通知及其他相关规定 中并没有做出明确规定,通常由做出规定 者在案件发生时具体判断。一般认为,该 规定是为了方便上一级劳动争议仲裁委 员会管辖按规定由下一级劳动争议仲裁 委员会管辖的劳动争议案件而设置的法 律依据。对此,根据律师的经验,"有重 大影响的劳动争议案件"可能包括群体性 劳动争议案件、有重大社会影响或者疑难 复杂的劳动争议案件、可能导致严重后果 或者政治性事件的劳动争议案件等。此 外, 企业也可以参考中国《民事诉讼法》 关于"有重大影响的诉讼案件"的判断标 准(即,案情繁简,涉案人数,争议标的 额大小,在当地的影响等),做出初步判 断。

律师建议,在上述关于"外商独资企业"和"有重大影响的劳动争议案件"等具体判断标准出台之前,企业需要申请劳动仲裁但无法判断应当由哪一级劳动争议仲裁委员会受理时,最好先向企业所在地或者劳动合同履行地的区(县)劳动争议仲裁委员会进行沟通确认。

备注:

请点击如下网址,查看相关法令全文内容: 上海市劳动和社会保障局关于调整本市劳动争议 仲裁管辖的通知

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200810/t20081006_1054952.shtml

(里兆律师事务所 2008 年 10 月 31 日整理编写)

このほか、注意すべきこととしては、本通知の規定によると、上海に登録されている登録資本金が1千万米ドル未満の外商独資企業、及び中外合弁企業、中外合作企業等については、登録資本金の実際の金額の如何を問わず、これらの企業の労働争議案件は原則として各区(県)労働争議仲裁委員会が管轄する。(本通知に規定する「上海市企業と適法な就業資格を取得した同企業の外国籍人員、台湾・香港・マカオの人員及び国外定住者との間で発生した労働争議案件」又は「重大な影響力のある労働争議案件」に該当する場合は除く。)

- 2. 「登録資本金 1 千万米ドル以上」についての認識。実践においては、外商独資企業が米ドルで出資するケースが多くを占めているが、その他の通貨で投資する外商独資企業もある。この場合、当該登録通貨と米ドルとはどのように換算するのであろうか?筆者の理解では、現在中国で一般的に行われている方法によれば、仲裁を申立てた当日に中国外貨主管部門が公示する当該登録通貨と米ドルのレートの中間値を換算の依拠とし、その登録資本金が本通知に規定する「1 千万米ドル」に達したかどうかの境界点を算出することになるはずである。この点に対して、上海市労働争議仲裁委員会も筆者の上述した認識に賛同する。
- 3. 「重大な影響力のある労働争議案件」について の認識。何をもって「重大な影響力のある」とする のか、本通知及びその他の関連規定では明確 な規定が行われておらず、通常、規定を行ったも のが案件の発生時に具体的に判断する。一般 的には、本通知は直近上級の労働争議仲裁 委員会が規定に基き直近下級の労働争議仲 裁委員会が管轄する労働争議案件を管轄する 上での利便性を考慮して設けられた法的根拠で あると認識されている。この点について、筆者の 経験から判断するならば、「重大な影響力のある 労働争議案件」には群集的な労働争議案件、 重大な社会的影響力があり又は複雑且つ難易 度の高いと思われる労働争議案件。深刻な結 末を招くおそれがあり又は政治的な事由による 労働争議案件などが含まれると思われる。また、 企業は中国の「民事訴訟法」の「重大な影響力 のある訴訟案件」に関する判断基準(即ち、事 件の背景状況の複雑さ、案件に係わる人数、 係争額、当地での影響力など)を参考にして、ひ ととおりの判断を下すことができる。

上述の「外商独資企業」と「重大な影響力のある労働争議案件」等についての具体的な判断基準が公布されるまでは、企業は労働仲裁を申し立てるがどのレベルの労働争議仲裁委員会が受理するかを判断できない場合、まずは企業の所在地又は労働契約の履行地の区(県)の労働争議仲裁委員会に確認を行っておくとよい。

備考:

関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての 上海市労働社会保障局による通知

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200810/t20081006_1054952.shtml

(里兆法律事務所が2008年10月31日付で作成)